6　修正を行う締約国が自国の提案した修正又は撤回を実施する場合において仲裁の認定に従わないときは、当該仲裁に参加した締約国は、当該認定に従って実質的に同等の利益を修正し、又は撤回することができる。その修正又は撤回は、当該修正を行う締約国についてのみ実施することができる。

7　いずれの締約国も次のいずれかの手続を要請しない場合には、修正を行う締約国は、第二十・四条（改正）の規定にかかわらず、サービス及び投資に関する委員会が10の規定に基づいて別段の決定をするときを除くほか、サービス貿易一般協定第二十一条手続の20から22までに規定する手続を準用して、その提案した修正又は撤回を自由に実施することができる。

(a)　1(b)の規定による交渉（1(a)の規定による通報の日から四十五日以内に要請するものとする。）

(b)　4の規定による仲裁

8　5及び7の規定の適用上、サービス貿易一般協定第二十一条手続は、次のとおり読み替えるものとする。

(a)　「事務局」及び「サービスの貿易に関する理事会」とあるのは、サービス及び投資に関する委員会

(b)　「第二十一条」とあるのは、第八・十三条（特定の約束に係る表の修正）

(c)　「WTOの加盟国」とあるのは、締約国

9　この協定とサービス貿易一般協定第二十一条手続とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

10　サービス及び投資に関する委員会は、この条の規定に基づき、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の締約国の表における約束を修正し、若しくは撤回し、又は仲裁を行うための手続を作成し、又は修正することができる。この条の規定に基づいて自国の約束を修正し、又は撤回しようとする締約国は、当該手続に従う。

第八・十四条　透明性

1　締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行うサービス提供者の能力を向上させるに当たりサービスの貿易を規律する透明性がある措置が重要であることを認識する。各締約国は、サービスの貿易における規制の透明性を促進する。

2　各締約国は、次の措置及び国際協定を速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか遅くとも当該措置及び国際協定が効力を生ずる時までに公表する。

(a)　サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置

(b)　サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす全ての国際協定であって自国が署名国であるもの

3　各締約国は、可能な限り、2に規定する措置及び国際協定について、インターネットにおいて公に利用可能なものとし、及び自国の法的枠組みに定める限りにおいて、英語により公に利用可能なものとする。

4　2及び3に規定する公表が実行可能でない場合には、2に規定する措置及び国際協定に関する情報(注)は、他の方法により公に利用可能なものとする。

注　各締約国は、自国が選択した言語により当該情報を公表することができる。

5　各締約国は、この章の規定の対象となる事項について締約国間の連絡を円滑にするために連絡部局を指定する。連絡部局は、他の締約国の要請があった場合には、次のことを行う。

(a)　関連する事項について責任を有する官署又は職員を特定すること。

(b)　当該事項に関して、要請を行った締約国との連絡を円滑にすることを必要に応じて支援すること。

6　各締約国は、次の事項に関する特定の情報についての他の締約国の要請に対して速やかに応ずる。

(a)　2(a)に規定する措置又は2(b)に規定する国際協定

(b)　サービスの貿易に著しく影響を及ぼす法令又は行政上の指針の導入又は変更

第八・十五条　国内規制

1　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての措置が合理的、客観的及び公平な態様で運用されることを確保する。

2　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続であって、影響を受けたサービス提供者の要請に基づき速やかに当該行政上の決定を審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、当該手続が当該行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

3　2のいかなる規定も、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反することとなる裁判所又は手続の設定を要求するものと解してはならない。

4　締約国は、サービス貿易一般協定第六条4に規定する交渉の結果が効力を生じた場合には、当該交渉の結果を検討するものとし、適当なときは、締約国間で協議した後、当該交渉の結果についてこの章の規定の下で効力を生ずるものとするため、この条の規定を改正する。

5　各締約国は、自国の政策目的を実現するためにサービスの提供について規制を行い、及び新たな規制を導入する権利を有することを認識しつつ、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、自国が採用し、又は維持するこれらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的な、かつ、透明性がある基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要な範囲を超えて負担とならないこと。

(c)　免許に係る手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

6　締約国が5(a)の規定に基づく義務を遵守しているかどうかを決定するに当たっては、当該締約国が適用する関係国際機関（注）の国際的基準を考慮する。

注　「関係国際機関」とは、締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

7　締約国は、サービスの提供のために許可を受けることを要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　関連する申請手続の完了のために徴収する許可に係る手数料が合理的なかつ透明性があるものであること及び当該手数料自体がサービスの提供に対する制限とならないことを確保すること。この(a)の規定の適用上、許可に係る手数料は、天然資源の利用料、オークション、入札その他の差別的でない手段による特許の付与のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

(b)　自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、申請者に対して当該申請に関する決定を通知すること。

(c)　申請を処理するための指標となる日程を実行可能な限りにおいて設定すること。

(d)　申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(e)　不備がある申請については、申請者の要請があった場合には、申請を不備がないものとするために必要な全ての追加の情報を実行可能なときは特定し、及び合理的な期間内に不備を是正する機会を与えること。

(f)　申請を終了させ、又は拒否する場合には、可能な限り、申請者に対し、その終了又は拒否の理由を書面により不当に遅滞することなく通知すること。申請者は、新たな申請を任意に再提出することができる。

(g)　自国の法令が許容する範囲内で、免許又は資格の申請の提出のために自国の領域に所在することを要求しないこと。

(h)　自国の法令に従い、申請が真正であることについて書面による提出と同等の条件の下で、電子的様式による申請を受理するよう努めること。

(i)　適当と認める場合には、自国の法令に基づいて認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。